

国不建推第22号
国不建振第90号
国官参建第45号
令和7年8月1日

主要民間団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局 建設業課長
建設振興課長
大臣官房参事官（建設人材・資材）
（公印省略）

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

今般、別添のとおり建設業者団体を通じて下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等につき、建設企業に対する指導の徹底を図ったところです。

労務費、原材料費、エネルギーコスト等（以下「原材料費等」という。）の高騰が引き続き懸念される中、資金需要の増大が予想される夏期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対しては、その経営の安定性・健全性を確保するため、適切な代金支払い等を確保できるよう十分な配慮が必要です。

また、建設業の処遇改善、働き方改革、生産性向上などに総合的に取り組むべく、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号。以下「改正法」という。）により建設業法（昭和24年法律第100号）等の一部改正を行ったところであり、建設工事の請負契約の締結に係る書面の記載事項の追加、工期及び請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知、請負契約の変更に係る誠実協議等の事項について、令和6年12月13日から施行されております。

建設工事の受注者は、発注者が自身の事業を推進する上での重要なパートナーであり、また、受発注者間の価格の転嫁が元請下請間・資材業者等への転嫁に当たっても重要となります。発注者と元請負人の間の契約の適正化を図ることは、元請下請間や建設業者・資材業者間の取引をはじめ、建設業のサプライチェーン全体における価格転嫁に資することから、大変重要です。

国土交通省が決定・公表した、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価は、時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映して設定されるなど、前年の公共工事設計労務単価と比べ、全国全職種平均で6.0%上昇し、過去11年で最大の引上げとなりました。

建設産業を巡る共通の課題である工事の品質確保には、技能労働者の確保・育成が不可欠であり、今後も継続して賃金を引き上げること、さらにそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じて適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつながるという好循環が継続される環境整備を図ることが必要となります。このためには、公共工事・民間工事を問わず、あらゆる工事において、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、新労務単価の水準等を踏まえた適正な請負代金による契約を行い、技能労働者の賃金水準の更なる改

善を図ることが必要となります。

ついては、貴団体傘下の各企業におかれても、下請契約の適正化の観点から、発注者と元請負人の関係において、原材料費等について市場の実勢を適切に反映した価格設定となるよう配慮いただくとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分な配慮をお願いします。また、原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、民間建設工事標準請負契約約款（甲）第 31 条（請負代金額の変更）及び第 30 条（工事又は工期の変更等）（電力・ガス、鉄道等の民間企業の工事の請負契約においては公共工事標準請負契約約款第 26 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）及び第 22 条（受注者の請求による工期の延長））を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には誠実に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切に対応していただきますようお願いいたします。

その他、当初の契約どおりに工事が進行しないことにより、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じることとなった場合にも同様に、双方の協議により適切に対応していただきますようよろしくお願いします。

また、昨年 11 月から、元請負人（特定建設業者）が下請代金の支払において手形を利用する場合、手形期間を 60 日以内に短縮することが求められますが、そのための支払原資が適切に確保されるよう、発注者が元請負人に請負代金を支払うときは、同様に手形期間を 60 日以内に短縮する、できる限り現金払とするなど、支払手段の適正化に取り組まれるようよろしくお願いします。

加えて、設計や施工管理等発注者を支援する立場の事業者に対しても、取引事業者の一員としてこの趣旨及び内容を十分理解いただき、適切な取組を徹底していただくよう周知方よろしくお願いします。

「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」の概要1/2

○建設業団体の長に対して、資金需要の増大が予想される夏期・冬期に、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等を要請するもの。（今年度の夏期分は令和7年8月1日発出）

通達の概要

（１）下請負人が建設工事の注文者に交付する見積書

- 見積書を踏まえた双方の協議による適正な手順にて下請代金を設定
- 請負代金の額を除く請負契約書の記載事項を明示
- 下請代金は、材料費、機械経費、労務費、法定福利費、安全衛生費、建退共制度の掛金、一般管理費並びに建設副産物の運搬及び処理に要する費用等の諸経費を適切に考慮し設定
- 建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するため、不可欠な経費（法定福利費等）を見積書に記載

（２）原材料費等の高騰を踏まえた適正な請負代金の設定と適正な工期の確保

- 価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の変更の算定方法に関する定めを契約書面に記載【R6.12法施行】
- 工期又は請負代金の額を変更する際にも書面での契約変更を徹底
- 請負代金に影響を及ぼす事象が発生するおそれがある場合は、受注者から注文者に対し請負契約の締結前までにその旨を通知しなければならず、当該事象の発生後受注者が請負代金の変更協議を申し出た場合は、上記通知の有無に関わらず注文者は誠実に応じること【R6.12法施行】
- 独禁法上の、優越的地位の濫用の要件に該当するおそれがある行為についても留意

（３）社会保険加入の徹底と一人親方との取引等の適正化

- 社会保険加入が許可要件、加入状況等の施工体制台帳への記載
- CCUS登録事業者を下請負人として選定することを推奨、社会保険加入状況の確認に原則CCUSを活用
- 元請負人は一人親方が現場作業に従事する際の実態を確認し、労働者に当てはまる働き方になっている場合は、雇用契約の徹底を促す
- 下請負人が必要経費を十分含んだ請負代金で一人親方と書面にて契約を行うよう徹底

（４）適正な労務費、法定福利費及び安全衛生経費等の確保

- 建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」の適正な確保

- 雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、社会保険への加入を徹底
- 請負代金内訳書に法定福利費を明示する規定を新設した建設工事標準請負契約約款等の活用
- 発注者と受注者のそれぞれが「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った行動を行う
- 「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、下請企業から元請企業に対して提出する見積書に安全衛生経費を内訳明示し、安全衛生経費が適切に支払われるよう取り組む
- 建退共制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費、下請負人の資金繰りや雇用確保への配慮
- 建退共手続きの電子申請方式の本格実施及び証紙方式の履行確認強化によるCCUSの積極的活用・建退共制度の適切な運用
- 「品確法基本方針」「入契法適正化指針」「ICT指針」に建退共手続きの電子申請方式を積極的に活用することが位置づけられたことを踏まえてCCUSと連携した電子申請方式を積極的に活用

（５）建設工事の請負契約の締結

- 建設工事着工前の書面（電磁的方法を含む。）による契約締結の徹底
- 建設工事標準下請契約約款又は準拠した契約書の利用
- 赤伝処理をする場合は、合意に基づき契約書類に明記、指値発注の禁止
- 建設リサイクル法対象工事は、必要事項を書面で相互交付

（６）建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等

- 下請契約においても、適正な工期の確保や適正な請負代金の設定を行い、週休2日の確保や長時間労働の是正などに努める
- 著しく短い工期の禁止、前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せが生じないような工程管理
- 受注者は、契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りを作成し、発注者に提出するよう努め、発注者はその内容を確認し尊重
- 業務の繁閑が大きい場合は労使協定により1年単位の変形労働時間制を導入し、労働時間を柔軟に設定することが可能

通達の概要

(7) 施工管理の徹底

- 発注者の信頼に応える適切な施工計画、施工体制の十分な確保、工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理、安全管理等一層の徹底
- 施工体制台帳及び施工体系図（デジタルサイネージ等 I C T 機器を含む）の作成、備え置きの徹底
- 主任技術者の専任等の取り扱いに十分留意

(8) 検査及び引渡し

- 工事完成通知日から20日以内で、できる限り短期間に検査を完了
- 検査完了後、下請負人から申し出があったときは、直ちに引渡し

(9) 適切な下請代金の支払

- 少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）を現金払とするよう支払条件を設定
- できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合には、現金の比率を高める
- 手形等の現金化にかかる割引料等のコストなどを十分協議した上で明示し、一方的に下請負人の負担としない
- 令和8年の手形の利用廃止等に向けて、振込払及び電子記録債権への移行・手形期間の短縮等の取り組みを進めていくよう努める
- 特定建設業者は、一般の金融機関による割引困難な手形の交付の禁止
- 令和6年11月から、60日を超える手形は「割引困難な手形」に違反するおそれがあるものとして指導対象となったことに留意
- 支払を受けた日から1月以内でできる限り短期間での支払
- 特定建設業者は、完成を確認した後、引渡しの申出日から50日以内で、できる限り短期間での支払
- 前払金受領時の適正な支払及び中間前払制度の積極的な活用
- 正当な理由のない長期間の支払保留の禁止

(10) 下請負人への配慮等

- 全ての下請負人に対し、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えない
- 「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」の活用による支払の適正化
- 特定建設業者は、下請負人による技能労働者への賃金不払の防止に努めるなど下請契約の関係者保護に特に配慮

(11) 技能労働者への適切な賃金の支払

- 公共工事設計労務単価の上昇（13年連続）等を踏まえ、技能労働者に対する適切な水準の賃金を支払われるよう最大限努める
- **建設業との賃上げ等に関する車座対話**において、技能者の賃上げについて「**おおむね6%の上昇**」を目標とすることを申し合わせ
- C C U S を活用し、建設技能者が適切に就業履歴を蓄積できるよう、カードリーダーの設置や施工体制登録等を適切に指導
- 「C C U S レベル別年収」の公表を踏まえ、技能労働者が能力評価を受けるよう促し、適切な処遇を受けられるよう環境整備を推進
- 品確法、新労務単価、社会保険加入対策、価格転嫁に関する相談等の窓口である「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の活用及び周知

(12) 免税事業者等との適正な取引

- 自己の取引上の地位を不当に利用し、一方的に消費税相当額の一部（全部）を支払わない行為や優越した地位を濫用した行為は、建設業法、独禁法の規定に違反するため十分留意
- 下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について、下請負人と十分な協議を行い、双方対等な立場における合意に基づいて取引価格を設定

(13) 国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止

- 監督行政庁への通報を理由とした取引の停止など不利益な取扱いの禁止

(14) 「駆け込みホットライン」の周知

- (1)～(13)の建設業法上の規定に抵触する取引については「**駆け込みホットライン**」の活用・周知
- 「**駆け込みホットライン**」に通報があり、通報者が匿名を希望する場合は通報者が特定されぬよう調査方法を工夫

(15) 建設工事の関係者への配慮

- 下請中小企業振興法振興基準の観点から、建設工事の関係者（資材業者・賃貸業者・警備業者・運送事業者・建設関連業者等）との取引においても、振興基準に示す事項の配慮
- **下請代金支払遅延等防止法が改正され、製造委託等代金の支払について、令和8年1月1日から手形の交付、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止となることに留意**
- (1)～(13)の事項に準じて配慮